

社会福祉法人誉田福祉会 役員退職慰労金支給基準

(適用範囲)

第1条 この基準は、本規程を適用する旨の評議員会の承認があった在任期間1年以上の役員（法人業務を行ってきた者に限る）に適用する。

(支給対象者)

第2条 前条の役員が退任した場合は、その退任した役員に支給する。ただし、死亡による退任の場合は、退任した役員の遺族に支給する。

(理事長を除く役員の退職慰労金の場合)

第3条 理事長を除く役員の退職慰労金の額は、10万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 在任期間1年以上5年未満	1年につき 100/100
(2) 在任期間5年以上10年未満	1年につき 110/100
(3) 在任期間10年以上	1年につき 120/100

(理事長の退職慰労金の場合)

第4条 理事長の退職慰労金の額は、20万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 在任期間1年以上10年未満	1年につき 125/100
(2) 在任期間10年以上20年未満	1年につき 150/100
(3) 在任期間20年以上	1年につき 175/100

(法人業務上の傷病等の場合)

第5条 法人業務上の原因による傷病又は死亡で退任した役員には、前2条のそれぞれの場合に算出される額の50%を加算した額とする。

(在任期間の計算等)

第6条 退職慰労金の算出の基礎となる在任期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

- 2 理事長の在任期間と理事長を除く役員の在任期間がある場合には、第3条及び第4条ごとに算出した額の合計額とし、法人業務上の傷病等の場合は、その算出した額の合計額に50%を加算した額とする。

(特別加算)

第7条 在任中に特に功労のあった役員に対しては、評議員会の承認を経て、この基準で定める支給額に、その100%までの金額を加算することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条ただし書きに規定する遺族の範囲及び受給の順位は、民法に定める相続人の範囲及び順位と同様とする。